

(13) 高橋亀吉『大正昭和財界変動史』上巻、東洋経済新報社、昭和29年、512ページ。

(5) 震災手形の割引

補償令に基づく政府・本行間の契約

大正12年（1923年）9月27日に公布施行された緊急勅令・震災手形割引損失補償令は、前述したように、本行が一定の条件を具備した震災地関係手形（いわゆる震災手形）を割り引いた結果損失をこうむった場合には、政府は本行に対し1億円を限りその損失を補償し得ることを定めたものであった。そのねらいは、関東大震災により多大の損害を受けた商工業者等を債務者とする手形であって、市中銀行が割り引いたものにつき、本行に常例によらず割引を行わせるとともに、これら手形の取立てを向こう2年間（その後延長されて4年間）猶予させることにより、当該手形の債務者である商工業者等に資産を整理し、支払能力を回復する機会を与える一方、市中銀行に対し回収困難となった震災手形を資金化する道を開くことにあった。

この損失補償令の実行に関して、12年10月13日、蔵相は命令書を本行に交付⁽¹⁾し、「時局ノ重大ナルニ鑑ミ、勅令發布ノ趣旨ヲ体シテ平素ノ慣行ニ拘泥セス臨機適宜ノ融通ヲ図リ、急激ナル財界ノ変動ヲ未然ニ防止シ、而モ適當ノ時期ニ於テ常道ニ復シ得ルノ用意ヲ忘ルコトナク、以テ我国中央銀行ノ重責ヲ全ウスク、之カ実行ニ當リテハ左記条項ヲ遵守シテ謬ナカラムコトヲ期ス」るよう命じた。この命令書により、本行が割り引くことのできる震災手形の範囲、期間および取扱い方法等が定められたが、①重要なものについてはその都度大蔵大臣の承認を受けること、②震災手形に対する割引利子歩合は日歩2銭4厘とし、公定割引歩合を変更したときはそれに応じて増減するものとするが、大蔵大臣は特に必要ありと認めるときはその事情に応じて特別の利子歩合を定めることがあること、③本行が命令書の諸条項を遵守しないときは政府は契約を解除し、またはその損失の全部もしくは一部を補償しないことがあること、とされていた点は注目されよう。

上記命令書の交付を受けた本行は、10月18日、蔵相に対し「大正十二年勅令第四二四号ノ規定ニ依リ弊行ニ於テ為スヘキ手形割引ニ關シ、大正十二年十月十三日附官房秘令第九六号ヲ以テ御命令ノ次ニ御請仕候也」とする「請書」を提出した。これにより震災手形割引損失補償令に基づく政府と本行間の契約が成立した。

本行は、損失補償令制定の趣旨にかんがみ、政府との契約成立を待つことなく臨機の措置を講じた。補償令が施行された9月27日、電信をもって各店に対し同令の要点を報知し、次いで同月30日、差し当たりの実行要領を通達した。すなわち、緊急勅令の文言によると、震災地に営業所を有したもの振り出した手形もしくはこれを支払人とする手形、およびその発行した預金証書、コール・ローン証書は作成地と支払地のいかんにかかわらずすべてその適用を受けることになるが、立法の趣旨は、その震災地における営業所が財界に重要な関係を有する場合にのみこれを適用しようとする点にあるので、一般には本行の手心をもってなるべくその適用を控えるようにすることを指示した。⁽²⁾ また、震災手形の特別割引についての取扱い方法はおって詳しく通知するが、とりあえず勅令の規定に従い、①特別割引の金利はすべて日歩2銭4厘とする、②特別割引を行う手形の選択は支店長の裁量にゆだねる、③特別割引は通常取引と区別して計算整理する、こと⁽³⁾などを指示した。

さらに10月2日、震災手形の具体的取扱いの大綱を次のように定めた。⁽⁴⁾

- イ、損失補償令による震災手形の特別割引は、便宜上なるべく補償令の規定第3号によって取り扱い（震災手形を担保とする手形を割り引く）、担保価格は、相当期間内に支払いの見込みあるものについては手形金額全額とし、そうでないものは支払能力回復の見込みの程度ならびに割引依頼銀行の資力等を参酌して相応の価格を決める。ただし、その手心は厳に失しないようとする。
- ロ、裏書日付がなく、その手形が12年9月1日以前に市中銀行の割り引いたものかどうか明らかでないものは、本行の認定によって決める（大蔵省了解済み）。
- ハ、本行の通常取引としては好ましくないが、震災後やむをえず特別融通として取り扱われた種類のものでも、台湾銀行・朝鮮銀行の引受手形や預金証書を担

保としたものなどのように損失補償令が適用されるものは、今後は損失補償令による取引として取り扱う。

ニ、真正優良で支払いの確実な商業手形は、損失補償令の適用を受ける条件を具備していても、補償令によらず通常の取引として日歩2銭2厘で再割引して差し支えない。

ホ、優良と認めがたい商業手形ならびに預金証書で、支払地または振出人の関係から損失補償令が適用されないものでも、本行の一般取引として、相当の価格をもって担保とし融通を行って差し支えないが、この場合は原則として承認を受けなければならない。

その後、前述のように、震災手形の割引に関して政府と本行の契約が正式に成立したので、11月29日、蔵相命令書の趣旨を体し、その条項に従い震災手形の割引を実行すべきことを各店に指示する一方、大蔵省と打合わせを重ねたあと従来の取扱い方を総合・修正し、同じく29日に、「緊急勅令ニ依ル特別融通ノ範囲、期間及ヒ其取扱ニ關スル重ナル注意事項」⁽⁵⁾ 29項目を各店に通達した。この通達は本行調査局作成の「関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル我財界」に全文収録されているが、通達中次の諸点は震災手形の割引に臨む本行の姿勢の一端を示すものとして注目されよう。

イ、蔵相命令書において「東京府、神奈川県、埼玉県、千葉県及静岡県……内ニ震災ノ當時営業所ヲ有シタル者」、あるいは「前記一府四県内ニ営業所ヲ有スル銀行」という場合の「営業所」とは、一応どの営業所でも差し支えなくこれを広く包含しており、したがって、今回の震災に無関係な手形等に対しても融通できるように見えるが、損失補償令公布の精神は今回の震災に關係のある手形等に対してのみ融通を与えることにあると解釈すべきであり、本行はその趣旨に従い本令の適用については適當な手心を加えることにする（第5項）。

ロ、震災手形を直接再割引するのは必要やむをえない場合に限定し、なるべく当該手形を担保として融通を与えることとする（第18項）。

ハ、震災手形にかかる特別融通の延滞利子は原日歩の5厘高とする（第29項）。

本行は上記イ、に記されているように、震災手形制度が本来の趣旨を外れて濫

用されることを防止しようとする基本姿勢で臨んだが、実際には一部で同制度が悪用され、震災にあまり関係のないものが融通を受けたとの批判も後に生じている。

なお、震災手形割引損失補償令による割引手形の本行内部における計算整理については、大正12年9月28日の伺定により、通常の割引手形と区別するため「別口割引手形」という勘定科目を設けて整理することになった。⁽⁶⁾

震災手形割引高

震災手形割引損失補償令による震災手形の割引は、補償令施行の翌日である12年9月28日から開始されたが、11月下旬に至るまでは割引の依頼は予想されたほど多くなかった。たとえば、本店の震災手形割引高（書替えを含む）は9月28日から10月末までは9789万円、11月中は5876万円に終わり、11月末の同手形割引残高は8488万円にとどまった（全店の残高9269万円）。しかし、年末の接近について次第に割引依頼が増加し、12月中の本店割引高は8664万円に達し（前月比47.4%増）、12月末の割引残高は1億2079万円と前月末比42.3%の大幅増となった。支店を含む全店の震災手形割引残高を見ても（表2-7）、12年末のそれは1億3353万円に上り、11月末残高に比べて44.1%増大した。もっとも越年後はいったん減少し、13年2月末残高は1億円をかなり下回るに至ったが、同年4月以降は

表2-7 震災手形割引残高

(単位：千円)

大正 年／月末	割引残高	うち 本店残高	(参考) 本店月中割引高
12/ 9	5,774		
10	79,073 (+ 13.7倍)	69,995	97,894
11	92,688 (+17.2%)	84,884	58,759
12	133,530 (+44.1%)	120,795	86,642
13/ 1	109,048 (-18.3%)	100,090	80,490
2	86,837 (-20.4%)	72,017	80,058
3	126,181 (+45.3%)	109,162	162,578

(注) 1. かっこ内は前月末比増減。

2. 「本店月中割引高」は書替えを含む。

(出所) 日本銀行保有資料『大震災後割引手形一覧』(大正12年9月～13年8月)。

表 2-8 本支店別震災手形割引高
(大正12年9月28日～大正13年3月31日)

(単位：千円)

	総 割 引 高	うち取引先	うち取引先外
本 店	[82] 382,629 (88.8)	[39] 346,456 (87.9)	[43] 36,173 (98.9)
大阪支店	[12] 43,277 (10.0)	[10] 43,159 (10.9)	[2] 117 (0.3)
名古屋支店	[3] 2,870 (0.7)	[3] 2,870 (0.7)	
京都支店	[2] 1,132 (0.3)	[2] 1,132 (0.3)	
福島支店	[1] 456 (0.1)	[1] 456 (0.1)	
金沢支店	[4] 401 (0.1)	[3] 101 (0.0)	[1] 300 (0.8)
門司支店	[1] 50 (0.0)	[1] 50 (0.0)	
合 計	[105] 430,816 (100.0)	[59] 394,225 (100.0)	[46] 36,591 (100.0)

(注) 1. [] 内は割引依頼銀行数を示す。

2. () 内は構成比 (%)。

(出所) 前掲「震災ヨリ金融恐慌ニ至ル我財界」877ページ。

震災手形の新規持込みは認められないことになっていたので、3月には割引高が再び増加し、同月末の全店割引残高は1億2618万円となった。

震災手形の割引を開始してからその最終期限（書替手形を除く）

であった大正13年3月末までの同

表 2-9 震災手形割引依頼銀行本店所在地別

府 總	銀 行 数	府 總	銀 行 数	府 總	銀 行 数
東 京	45	兵 庫	2	宮 城	1
神奈川	15	石 川	2	奈 良	1
大 阪	5	台 湾	1	茨 城	1
埼 玉	4	山 梨	1	佐 賀	1
栃 木	3	徳 島	1	福 井	1
静 岡	4	新 潤	1	群 馬	1
朝 鮮	2	北 海 道	1		
長 野	2	岩 手	1	計	96

(出所) 前掲「震災ヨリ金融恐慌ニ至ル我財界」876ページ。

手形割引高は、累計4億3082万円（手形3億9167万円、預金証書3914万円）に上了。その本支店別内訳は表2-8のとおりであるが、本店の割引高が全店の88.8%を占めた。また、割引依頼銀行数は105行を数えたが、近江銀行や神戸岡崎銀行などのように本行本店と支店の双方で割引したものは1行として計算すれば96行になる。これら割引依頼銀行の本店所在地の府県別分布を見ると（表2-9）、東京（45行）が全体の46.9%を占め、これに神奈川・埼玉・静岡を加えた震災地所在の割引依頼銀行数は68行に上り、全体の70.8%に及んだ。

表2-8の示すように割引依頼銀行105行のうち取引先外銀行は46行（43.8%）を数えたが、そのほとんど（43行）は本店扱いであった。このなかには間もなく取引先となった横浜興信銀行と、他店では本行取引先であった神戸岡崎銀行支店

表 2-10 本支店別・銀行
(大正12年9月28日)

○ 本 店

銀行名	割引高	銀行名	割引高	銀行名	割引高
(取引先)		北 拓 支	500(0.1)	商 業	391(0.1)
台 湾 支	115,225(30.1)	日本昼夜	500(0.1)	小 田 原	355(0.1)
朝 鮮 支	35,987(9.4)	七十七支	402(0.1)	東 京 商 業	300(0.1)
藤本ビルブ ローカー支	24,510(6.4)	渡 辺	398(0.1)	共 信	293(0.1)
村 井	20,430(5.3)	泰 昌	330(0.1)	東 京 信 用	279(0.1)
十 五	19,704(5.1)	広 部	213(0.1)	帝 国 実 業 貯 蓄	250(0.1)
川 崎	19,373(5.1)	小 池	200(0.1)	東 京 山 中	225(0.1)
早 川 ビ ル ブ ローカー	12,625(3.3)	西 脇	100(0.0)	国 府 津	204(0.1)
近 江 支	11,589(3.0)	深 谷	100(0.0)	千 住	195(0.1)
豊 国	10,724(2.8)	東 京 山 口	69(0.0)	大 信	185(0.0)
第 二 支	9,299(2.4)	伊 势 崎	16(0.0)	福 徳	157(0.0)
左 右 田 支	8,018(2.1)			東 明	147(0.0)
第 百	7,926(2.1)	(取引先外)		大 井	138(0.0)
東 京 渡 辺	7,519(2.0)	柳 田 ビ ル	9,920(2.6)	塚 越 昼 夜	136(0.0)
東 海	7,376(1.9)	ブ ローカー		小 田 原 通 商	125(0.0)
若 尾 支	5,734(1.5)	中 沢	4,441(1.2)	第 百 二 十	100(0.0)
第 十 九 支	5,492(1.4)	永 楽	4,050(1.1)	品 川	100(0.0)
中 井	4,955(1.3)	神 戸 岡 崎 支	2,461(0.6)	横 浜 貿 易	80(0.0)
八 十 四	4,526(1.2)	辛 西	2,393(0.6)	岡 本	68(0.0)
古 河	2,234(0.6)	京 和	1,493(0.4)	横 浜 商 業	66(0.0)
武 州 支	2,100(0.5)	横 浜 興 信	1,152(0.3)	田 中 実 業	64(0.0)
六 十 九 支	1,593(0.4)	日 比 谷	1,130(0.3)	長 日	59(0.0)
足 利 支	1,405(0.4)	関 東	1,103(0.3)	横 浜	49(0.0)
長 岡 支	1,154(0.3)	日 進	892(0.2)	日 吉	40(0.0)
横 浜 若 尾	1,015(0.3)	駿 河	850(0.2)	元 町	32(0.0)
藤 田 支	908(0.2)	宇 都 宮	600(0.2)	矢 沢	24(0.0)
金 原	847(0.2)	平 沼	591(0.2)	越 生	13(0.0)
麴 町	813(0.2)	加 満 屋	569(0.1)	冰 川 商 業	7(0.0)
三 十 五	550(0.1)	深 川	443(0.1)		
				小 計	36,170(9.5)
				合 計	382,629(100.0)

(注) かっこ内は構成比(%)。

(出所) 日本銀行保有資料。

2. 関東大震災と特別融通

別震災手形割引高

～大正13年3月31日)

(単位:千円)

○ 大阪支店

銀行名	割引高
(取引先)	
安田支	25,000(57.8)
藤本ビルブ ローカー	10,435(24.1)
阿波商業支	2,850(6.6)
日本信託 銀 行	2,000(4.6)
近 江	1,752(4.0)
十五支	370(0.9)
六十八支	300(0.7)
神戸岡崎	250(0.6)
淡 路	150(0.3)
古 河 支	54(0.1)
小 計	43,159(99.7)
(取引先外)	
川 上	109(0.3)
漢 城 支	8(0.0)
小 計	117(0.3)
合 計	43,277(100.0)

○ 名古屋支店

銀行名	割引高
(取引先)	
藤本ビルブ ローカー支	1,220(42.5)
遠 州	1,070(37.3)
遠 江	580(20.2)
計	2,870(100.0)

○ 京都支店

銀行名	割引高
(取引先)	
藤本ビルブ ローカー支	1,049(92.7)
近 江 支	83(7.3)
計	1,132(100.0)

○ 福島支店

銀行名	割引高
(取引先)	
盛 岡	456(100.0)

○ 金沢支店

銀行名	割引高
(取引先)	
八十四支	65(16.2)
福 井	20(5.0)
加 州	16(4.0)
小 計	101(25.2)
(取引先外)	
米 谷	300(74.8)
合 計	401(100.0)

○ 門司支店

銀行名	割引高
(取引先)	
唐 津	50(100.0)

が含まれていたことは注意を要しようが、取引先外銀行も意外に多かったといえるであろう。もっとも、12年9月28日～13年3月31日の間における取引先外銀行に対する震災手形割引高は3659万円（1行平均79.5万円）にすぎず、取引先銀行に対する割引高（3億9423万円、1行平均668.2万円）の1割弱（9.3%）にとどまった。震災手形の割引についても「取引先への圧倒的集中」は否定できない。

表2-10は本支店ごとに依頼銀行別の震災手形割引高を示したものである。本店では取引先銀行に対する割引高は本店割引高総額の90.5%を占めたが、台湾・朝鮮両特殊銀行に対する割引高が39.5%に上り、これに藤本ビルブローカー・村井・十五・川崎・早川ビルブローカー・近江・豊國という割引高1000万円以上の銀行を加えると70.5%にも達していた。本店に次いで割引高の多かった大阪支店

表2-11 震災手形割引依頼銀行別割引高

(単位：千円)

銀行名	割引高	構成比	銀行名	割引高	構成比
台灣	115,225	26.7	*中沢	4,441	1.0
藤本ビル ブローカー	37,214	8.6	*永楽	4,050	1.0
朝鮮	35,987	8.4	阿波商業	2,850	0.7
安田	25,000	5.8	神戸岡崎	2,711	0.6
村井	20,430	4.7	*辛酉	2,393	0.6
十五	20,074	4.7	古河	2,288	0.5
川崎	19,373	4.5	武州	2,100	0.5
近江	13,424	3.1	日本信託 銀	2,000	0.5
早川ビル ブローカー	12,625	2.9	六十九	1,593	0.4
豊國	10,724	2.5	*京和	1,493	0.3
*柳田ビル ブローカー	9,920	2.3	足利	1,405	0.3
第二	9,299	2.2	長岡	1,154	0.3
左右田	8,018	1.9	横浜興信	1,152	0.3
第一百	7,926	1.8	*日比谷	1,130	0.3
東京渡辺	7,519	1.7	*関東	1,103	0.3
東海	7,376	1.7	遠州	1,070	0.2
若尾	5,734	1.3	横浜若尾	1,015	0.2
第十九	5,492	1.3	小計	414,854	96.3
中井	4,955	1.2	その他59行	15,962	3.7
八十四	4,591	1.1	合計	430,816	100.0

(注)1. *印は取引先外銀行を示す。ただし、横浜興信銀行は取引先として扱った。

2. 構成比は%。

(出所) 表2-10による。

では、取引先銀行に対する割引高は同店割引高総額の99.7%に及んだが、57.8%は安田銀行に対する割引であり、藤本ビルブローカー銀行に対する割引を加えれば両行で81.9%を占めた。なお、藤本ビルブローカー銀行は名古屋・京都両支店における最大の割引依頼銀行であった。

表2-11は依頼銀行別の震災手形割引高を示したものである（同一銀行の本・支店割引高を合計した）。割引依頼銀行をすべて掲げるのは煩に堪えないので、震災手形割引高100万円以上の銀行（37行）に限ったが、同表から少なくとも二つのことが言える。一つは、繰り返しになるが、台湾・朝鮮両特殊銀行および安田・十五など大銀行への割引高の集中である。震災手形が少数の銀行に偏在したとして、議会における非難がこの点に集中したのは当然であろう。⁽⁷⁾もう一つは、第一・三井・三菱・住友・鴻池・浪速・山口といった大銀行の名が見られないことである。本店分のみについていえば、第一・三井・三菱・住友の各行は震災直前に本行借入れ残高がなかったうえ、震災後も震災手形だけでなく通常の手形の再割引も見られなかつたようである。この点はこれら大銀行とその他の銀行との経営上の違いを示唆するものであり、両大戦間におけるわが国のいわゆる「重層的」金融構造を解明する場合見逃すことができないであろう。

震災手形の大口債務者

本行が割り引いた震災手形の債務者をその債務額の順に見ると（表2-12）、鈴木関係（鈴木合名・鈴木商店）7189万円が首位を占め、久原関係（久原商事・久原房之助・久原本店）2220万円、国際汽船804万円、原合名772万円、高田商会751万円、村井関係（村井合名・村井鉱業）742万円がこれに次ぎ、以上の6大債務者の債務額だけで震災手形総割引高の29.0%に相当した。これら大口債務者のうち鈴木・久原・高田等は、大正9年の財界反動以来業績不振に陥り、その窮状は世間周知の事実であった。また、第1次大戦終了の打撃を受けた船主が合同して8年7月に設立した国際汽船も経営不振に悩まされていた。このため、これら大口債務者に対し世人は疑惑の眼を向け、財界反動以来の損失を震災に託して免れようとするものであるという憶測もなされ、昭和2年（1927年）2月～3月の

表 2-12 震災手形の大口債務者

(単位：千円)

債務者	債務額	比重	債務者	債務額	比重
(鈴木関係)	(71,890)	(16.7)	若尾璋八	3,590	0.8
鈴木合名	55,060	12.9	神戸製鋼所	3,500	0.8
鈴木商店	15,530	3.6	国際信託	3,000	0.7
同東京支店	1,300	0.3	白山水力	2,870	0.7
(久原関係)	(22,200)	(5.2)	八田熙	2,200	0.5
久原商事	11,210	2.6	大葉久吉	2,150	0.5
久原房之助	9,230	2.1	佐藤長商店	1,870	0.4
久原本店	1,760	0.4	永楽土地	1,860	0.4
国際汽船	8,040	1.9	朝鮮銀行	1,830	0.4
原合名	7,720	1.8	東京電灯	1,730	0.4
高田商会	7,510	1.7	南満製糖	1,700	0.4
(村井関係)	(7,420)	(1.7)	田中同族	1,550	0.4
村井合名	4,820	1.1	古河鉱業	1,500	0.3
村井鉱業	2,600	0.6	大同電力	1,500	0.3
日魯漁業	6,750	1.6	大日本塩業	1,280	0.3
日米生糸	5,950	1.4	東亜煙草	1,270	0.3
山本総本店	4,630	1.1	臼井五郎	1,180	0.3
セールフレーザ	4,500	1.0	三ツ引同族	1,140	0.3
日露実業	3,870	0.9	中沢銀行	1,120	0.3
浅野同族	3,860	0.9	山田留次郎	1,070	0.2
早川電力	3,800	0.9	北海道炭礦汽船	1,020	0.2
旭石油	3,720	0.9	日清紡績	1,000	0.2
			帝國電灯	1,000	0.2
			小口善重	1,000	0.2

(注)1. 主要な震災手形割引依頼銀行16行の所持する震災手形の大口債務者の債務額を債務者別に合計したもの。

2. 「比重」は震災手形総割引高に対する比率(%)。

(出所) 前掲「震災ヨリ金融恐慌ニ至ル我財界」878~879ページ。

議会における審議中にもしばしば問題となった。⁽⁸⁾

もっとも、表2-12は震災手形総割引高の67.4%を占めた主要な震災手形割引依頼銀行の計数に基づくものであり、債務額100万円未満の債務者を省略しているが、こうした点を念頭に置きつつ、同表の大口債務者上位20社（個人を含む、鈴木・久原・村井関係はそれぞれのグループを1社として計算）とその震災手形を所持する銀行との関係を示したものが表2-13である。台湾・朝鮮・十五各銀行など後に整理を余儀なくされ、あるいは昭和2年の金融恐慌時に破綻を示した銀行の所持する震災手形が、経営不振の特定企業に集中していたことがうかがえ

よう。

本行の震災手形割引残高の推移を見ると（表2-14）、13年上期末には京都・福島・金沢・門司4支店の残高が、14年上期には大阪・名古屋両支店の残高が皆無となり、14年上期末の割引残高は本店の9662万円のみとなつたが、同年下期末以後は1億5000万円前後とかえつて増加している。このことは「債務者の返済無能力を示すと共に、依頼銀行の窮迫を語るものと云ふべき」であろうと記されているが、⁽⁹⁾ 市中銀行の所持する震災手形の未決済高も、震災手形の総割引高4億3082万円に対し13年11月末2億7568万円、14年11月末2億3336万円、昭和元年12月末2億680万円と推移し、その決済率は年を追つて漸次低下している。これは「畢竟良好なる手形は最初の短期間に決済せられたるも、後に残りしは不良なるもの多かりし結果」であり、⁽¹⁰⁾ その理由については次のように説明されている。⁽¹¹⁾

打続く財界の不況に依り手形債務者の窮状甚しく、返済能力の減退せること其主因にして、大口債務者たる鈴木商店を初め久原関係事業、国際汽船、村井関係事業等何れも震災のみならず大正九年反動の打撃深く、資産状態極度に悪化し断然たる整理を必要とするに拘らず、荏苒其日を糊塗するの有様にして震災手形の支払を為すことは殆ど不可能の状態にあり、其他の大小債務者と雖も同様にして、何れも我財界の整理不徹底に依る連続的不景気に悩され不振の域を脱する能はず、且は一億円の補償に望を嘱せんとする傾もなきにしもあらず、斯て震災手形の決済は容易に進捗を見る能はざりしが、一方銀行の側に於ても之等大口貸出先とは特殊の因縁を生じ、厳重に督促を行はざるは勿論、却て債務者の懇請に応じ事業挽回の資金を追加融通する如き有様なれば、回収の捗々しからざりしは素より当然にして銀行の貸出金固定は愈々甚しかりしが、銀行当事者も亦其債務者と同様徒らに財界好転を夢みて整理の拳に出でず、専ら一日の安きを貪り、全く回収不能なる債権をも資産に計上し、以て無理なる配当を続け兎も角も表面を弥縫し来れり。

震災手形の決済遅延の事情を考えれば、震災手形割引期限が2回延長されたのは避け難い事柄であったといえよう。既述のように、本行の震災手形割引期限は大正13年3月末まで、震災手形の書替手形割引期限は同14年9月末までと定められていたが、14年3月31日公布の法律第35号「日本銀行ノ手形割引ニ因ル損失ノ補償ニ關スル法律」および翌15年3月29日公布の法律第33号「大正十四年法律第

表 2-13 大口債務者と震

大口債務者	債務額	台湾銀行 東支	朝鮮銀行 東支	村井銀行	十五銀行
鈴木関係	(71,890)				
鈴木合名	55,060	55,060			
鈴木商店	15,530	12,730	2,100		
同 東京支店	1,300				
久原関係	(22,200)				
久原商事	11,210	11,210			
久原房之助	9,230	9,230			
久原本店	1,760		1,760		
国際汽船	8,040				8,040
原合名	7,720				
高田商会	7,510	930	4,300		
村井関係	(7,420)				
村井合名	4,820			4,820	
村井鉱業	2,600			2,600	
日魯漁業	6,750		6,750		
日米生糸	5,950		5,950		
山本総本店	4,630	4,630			
セールフレーザ	4,500		4,500		
日露実業	3,870		3,870		
浅野同族	3,860	3,860			
早川電力	3,800				3,000
旭石油	3,720	3,720			
若尾璋八	3,590				
神戸製鋼所	3,500	3,500			
国際信託	3,000				3,000
白山水力	2,870				1,650
八田熙	2,200				
大葉久吉	2,150				
合計(A)	179,170	104,870	29,230	7,420	15,690
震災手形割引高(B)	430,816	115,225	35,987	20,430	20,074
A/B (%)	41.6	91.0	81.2	36.3	78.2

(注) 各銀行の数字は大口債務者の震災手形の所持金額を示す。

(出所) 表 2-12 と同じ。

2. 関東大震災と特別融通

災手形所持銀行との関係

(単位:千円)

川崎銀行	近江銀行 東支	豊國銀行	第二銀行 東支	東京渡辺 銀行	若尾銀行 東支	中井銀行
1,300		700				
		880	7,720			1,400
		800		550	3,040	
1,220	2,150			2,200		
2,520	2,150	2,380	7,720	2,750	3,040	1,400
19,373	11,589	10,724	9,299	7,519	5,734	4,955
13.0	18.6	22.2	83.0	36.6	53.0	28.3

表2-14 本支店別震災手形割引残高

(単位:千円)

年/月末	大正12/12	13/6	13/12	14/6	14/12	15/6	昭和元/12
本 店	120,794(90.5)	56,464(94.0)	143,230(98.9)	96,616	148,091	149,579	159,034
大阪支店	10,325(7.7)	2,675(4.5)	1,400(1.0)	0	—	—	—
名古屋支店	1,450(1.1)	940(1.6)	210(0.1)	0	—	—	—
京都支店	600(0.4)	0(0.0)	—	—	—	—	—
福島支店	360(0.3)	0(0.0)	—	—	—	—	—
金沢支店	0(0.0)	0(0.0)	—	—	—	—	—
門司支店	—	0(0.0)	—	—	—	—	—
合 計	133,529(100.0)	60,080(100.0)	144,840(100.0)	96,616	148,091	149,579	159,034

(注)1. 「0」は当該半期中に割引が行われたものの期末残高は皆無であったことを示し、「—」は当該半期中に割引の無かったことを示す。

2. かっこ内は構成比(%)。

(出所) 前掲「震災ヨリ金融恐慌ニ至ル我財界」883ページ。

2. 関東大震災と特別融通

表 2-15 震災手形未決済高

(単位:千円)

銀行名	震災手形 総額 (A)	震 災 手 形 未 決 済 高			未決済率 (B/A・%)
		大正13年11月末	大正14年11月末	昭和元年12月末 (B)	
台灣	115,225	104,271(37.8)	101,276(43.4)	100,035(48.4)	86.8
藤本ビル ブローカー	37,214	3,898(1.4)	2,834(1.2)	2,181(1.1)	5.9
朝鮮	35,987	32,293(11.7)	25,233(10.8)	21,606(10.4)	60.0
安田	25,000	0(—)	0(—)	0(—)	0.0
村井	20,429	16,590(6.0)	15,544(6.7)	15,204(7.4)	74.4
十五	20,073	14,130(5.1)	11,494(4.9)	0(—)	0.0
川崎	19,373	9,311(3.4)	5,261(2.3)	3,720(1.8)	19.2
近江	13,423	9,564(3.5)	9,707(4.2)	9,319(4.5)	69.4
早川ビル ブローカー	12,624	6,900(2.5)	0(—)	0(—)	0.0
豊国	10,724	6,634(2.4)	5,018(2.2)	3,380(1.6)	31.5
柳田ビル ブローカー	9,920	1,910(0.7)	0(—)	0(—)	0.0
第二	9,299	8,752(3.2)	7,685(3.3)	7,685(3.7)	82.6
左右田	8,017	6,349(2.3)	5,726(2.5)	5,430(2.6)	67.7
第一百	7,925	1,027(0.4)	0(—)	0(—)	0.0
東京渡辺	7,519	6,957(2.5)	6,728(2.9)	6,533(3.2)	86.9
東海	7,375	2,882(1.0)	922(0.4)	730(0.4)	9.9
若尾	5,733	4,111(1.5)	5,278(2.3)	4,214(2.0)	73.5
第十九	5,492	5,300(1.9)	1,960(0.8)	1,910(0.9)	34.8
中井	4,955	3,204(1.2)	2,614(1.1)	2,547(1.2)	51.4
八十四	4,590	3,369(1.2)	2,656(1.1)	2,260(1.1)	49.2
中沢	4,440	4,375(1.6)	4,277(1.8)	4,243(2.1)	95.6
永楽	4,050	4,050(1.5)	4,050(1.7)	3,887(2.0)	96.0
阿波商業	2,850	2,850(1.0)	2,350(1.0)	2,150(1.0)	75.4
神戸岡崎	2,711	1,000(0.4)	0(—)	0(—)	0.0
辛酉	2,392	2,299(0.8)	2,290(1.0)	2,230(1.1)	93.2
小計	397,340	262,026(95.0)	222,903(95.5)	199,264(96.4)	50.1
その他とも計	430,816	275,677(100.0)	233,359(100.0)	206,800(100.0)	48.0

(注) かっこ内は構成比(%)。

(出所) 前掲「震災ヨリ金融恐慌ニ至ル我財界」880~882ページ。

三十五号中改正法律」により、書替手形の割引期限のみ各1年ずつ延長され、結局、大正16年（昭和2年）9月末日限りとされたのである。

ちなみに、震災手形割引依頼銀行中上位25行の震災手形未決済高を見ると（表2-15）、昭和元年末に至っても未決済率がなお50%を上回っていた銀行は、台湾銀行・朝鮮銀行をはじめ13行に及んでいた。特に台湾銀行は未決済率が9割に近かっただけでなく、昭和元年末に同行の所持した未決済震災手形の金額は同時期の未決済震災手形総額の48.4%にも上り、これに朝鮮銀行所持分を加えればその比率は58.8%に達していたことは見逃せない。

震災手形の債務者もその所持銀行も、上述のように「荏苒其日を糊塗」し「表面を弥縫」するだけであれば、せっかくの震災手形割引期限の延長も、当該手形の債務者である商工業者等に資産を整理し、支払能力を回復する機会を与えるという震災手形割引損失補償令の趣旨に役立つはずがなかった。むしろ、多額の未決済震災手形の残存は、金融の不円滑をもたらし、商工業者の苦痛は次第に深刻となり、各方面においてその解決救済を望む声が盛んになり、震災手形は「金融界の癌腫」⁽¹²⁾と目された。政府もついにその整理を余儀なくされるに至るのであるが、その過程で昭和2年の金融恐慌を引き起こすことになる。

- (1) 前掲「震災ヨリ金融恐慌ニ至ル我財界」763～765ページを参照。
- (2) 前掲『震災後重要書類』。
- (3) 同上。
- (4) 同上。
- (5) 同上（前掲「震災ヨリ金融恐慌ニ至ル我財界」765～770ページにも収録）。
- (6) 前掲『日本銀行沿革史』第2輯第2巻、昭和14年、585ページ。
- (7) 前掲「震災ヨリ金融恐慌ニ至ル我財界」876ページ。
- (8) 同上、877ページ。
- (9) 同上、882ページ。
- (10) 同上、880ページ。
- (11) 同上、883ページ。
- (12) 同上、884ページ。

(6) 金融調節力回復の努力

13年5月の本行総裁演説

大正13年（1924年）5月13日の本行本支店事務協議会において市来乙彦総裁は、関東大震災直後に採った特別の施設は全く臨機の例外的措置であるので、漸次これを平時の常態に戻すように心掛けなければならない、発券銀行の職責として「財界の状況に応じ兌換券の伸縮に依りて通貨を調節するの能力を失はざる様常に注意を致さなければならぬ」と語っている。⁽¹⁾書替手形を除く震災手形の割引期限が満了した直後の同年4月以降、本行が常態復帰を目指す諸措置に着手しつつあったことはすでに述べたとおりである。

震災に伴う特別施策の廃止＝常態への復帰、すなわち金融調節力回復の必要性は、当然のことながらその後も折に触れて繰り返し唱えられた。たとえば、14年11月9日の本支店事務協議会でも市来総裁は、「成規外の融通の如きは漸を以て之を改め、又特に寛大の取扱方を為し來りたる事項に付ては時機を見計ひ常道に復帰する様一層の注意を払ふことにしたい」と述べている。⁽²⁾

しかし、大正9年反動後の財界整理がまだ十分に進んでいなかったところで、12年9月の大震災に遭遇し、わが国の経済・金融界はいっそう困難な状況に陥っていたので、本行の常道復帰の努力も直線的な道程をたどるわけにはいかなかつた。本行総裁も指摘していたように、正に「緩急其宜しきを得て決して無理にならない様に注意を用」いなければならなかつたことは理解できよう。関東大震災後の復興景気もごく一時的なものに終わり、その後、景気の高揚をみるとなく大正年代を終わるや、昭和2年（1927年）の金融大恐慌が発生したことを考えると、常道復帰・金融調節力回復の道は苦惱あるいは焦慮に満ちたものであったであろうことは想像に難くない。

復興景気の消滅

震災手形の割引を中心とする本行の特別融通、日本興業銀行・日本勧業銀行等を経由する預金部資金の放出が行われ、総額4億6843万円に達する政府の震災復

旧復興計画を背景とする大規模な震災復興需要が台頭し、他方震災による物資の焼失や生産設備の損壊等に伴う供給不足が見込まれたため、大正13年の年初には株式市場・商品市場ともいわゆる復興人気の勃興をみ、一時活況を呈した。⁽⁴⁾

しかし、震災後の復旧復興計画を策定した山本権兵衛内閣は、12年12月27日のいわゆる虎の門事件（同日開催の帝国議会開院式に行啓途中の摂政宮お召自動車に対する発砲事件）のため引責辞職した。その後を継いで翌13年1月7日に成立した清浦奎吾内閣も、5月10日に実施された総選挙に敗れて6月7日に総辞職し、6月11日に加藤高明内閣（藏相浜口雄幸）が成立した。このような内閣の頻繁な交替から政務は渋滞し、復旧復興計画は当初から所期のように進捗しなかった。このため、復興物資の需要は減退し、一般購買力も漸次衰えてきたので、市況は次第に沈滞し、復興景気は程なくして減衰した。⁽⁵⁾

この間、貿易収支は復興資材・食料品等の輸入増大を主因として13年上期中7億1255万円の赤字を示した（前年同期比59.8%増）。当時貿易外経常収支の黒字幅は大正10年以降年間ベースで毎年2億円を下回る水準で推移していたので、このような貿易収支の赤字増大はそのまま経常収支の大幅悪化をもたらした。⁽⁶⁾このような状況のもとで、同年3月18日に政府が正貨下げの再中止を声明したのを契機として軟化した為替相場は、4月24日には38ドル $\frac{3}{4}$ という日露戦争以来の大下落⁽⁷⁾を生じ、その後やや持ち直したものの10月には最高40ドル $\frac{3}{4}$ 、最低38ドル $\frac{1}{2}$ 、12月には最高・最低とも38ドル $\frac{1}{2}$ となった。

前年秋以来の貿易収支の大幅悪化はわが国の在外正貨にも影響したことはいうまでもない。大正14年2月と7月に期限の到来する第1回・第2回四分半利付英貨公債約3600万ポンドの償還資金および震災復興費約1億円を調達するとともに、在外正貨を補充して為替相場の維持を図るため、13年2月に六分半利付米貨公債1億5000万ドル（邦貨換算3億90万円）と六分利付英貨公債2500万ポンド（同2億4408万円）——いわゆる国辱国債——が募集された（発行価格は米貨公債が額面100ドルにつき92.5ドル、英貨公債が額面100ポンドにつき87.5ポンド）。このほか、後述のように民間外債の発行も見られたが、13年末の在外正貨は3億2567万円と前年末（4億4450万円）比26.7%減少した。

巨額の入超・経常収支の大幅赤字とそれに伴う為替相場の大幅下落および在外正貨の減少は政府、国民を「愕然」とさせ、その克服対策を急務とする世論が「翕然として」起こった。第49回臨時議会（13年6月28日～7月19日）において浜口蔵相は、政府の「第一に努むべきことは、是は行政財政の思切ったる整理緊縮の断行に外ならぬ」と思うと述べたが、その意図は行財政のみならず経済全体の整理緊縮によりわが国経済の对外競争力を強め、国際収支の均衡、為替相場の回復を達成することにあったといえよう。13年10月14日、政府はその策定した行財政整理大綱に基づき14年度一般会計歳出予定額を1億5152万円緊縮することを決定した（後に特別会計についても1億460万円の緊縮を決定、なお行財政整理の一環として預金部制度を改正し、従来批判の強かった預金部資金の運用内容をいっそう公明にすることを決定し、預金部預金法および大蔵省預金部特別会計法を翌13年4月1日施行）。これに伴い、民間においても一般財界の不況と相まって整理気分がようやく濃厚となるに至った。⁽⁸⁾

このような情勢のもと新規資金需要は増大するはずがなかった。その反面、政府の震災応急費・復旧復興事業費の支出（12年度1億5255万円、13年度1億6550万円）に加えて、火災保険会社出捐助成金約6500万円、商工業復旧復興資金・産業復興資金の融通など預金部資金約7300万円の放出が相次いだうえ、大同電力社債（1500万ドル）・日本興業銀行債券（2200万ドル）等民間外債の発行や、フランス政府円国庫債券・同大蔵省証券の償還（7000万円）など海外からの資金流入もあったので、市中銀行の手元はおおむね次第に余裕を生ずるようになり、金融は緩和に向かった。⁽⁹⁾ 紡績手形割引レートやコール・レートなど市場金利は低下し、確実な投資対象であった国債の市場価格は次第に強調を示した。震災後1年を経過した13年9月の兌換銀行券月中平均発行高（11億9051万円）も本行対民間貸出月中平均残高（2億9759万円）も、震災前の水準と比べて大差ない程度にまで収縮した。

しかし、このように経済・金融のいわば常態への復帰の動きをあらわす指標がいくつかうかがわれるなかで、子細に検討すると情勢はそれほど好転していなかった。第1に、本行の対民間貸出はかなり回収されたといっても、その多くは一

般貸出であって、特別融通に属するものの回収はあまりはかばかしくなかった（13年1月～9月中の減少額、一般貸出3億4429万円、特別融通1億1919万円）。「此事実は金融界の真相を察するに当りて見逃すべからざることでありまして、今後本行業務の執行上に於ても亦常に心に留めて置かなければならぬことあります」と、当時市来総裁は訓戒している。⁽¹¹⁾

第2に、市中銀行の貸出は震災前に比べ全体として増加しており、しかも資金偏在の度合いがいっそう顕著になっていた。少数の大銀行では遊資が著しく増え、コール・レートの低下、公債の売行き好調、社債の頻繁な発行を見るに至ったが、多数の中小銀行については、経営難を感じているものも少なくなく、中にはかなりの苦境に陥り、整理の必要に迫られているものも見受けられた（ちなみに、大正13年中に臨時休業を発表し、あるいは破産を宣告された銀行は20行を数えた）。

第3に、為替相場の大幅下落である。その原因として、中国の動乱による同国向け輸出の停滞懸念や上海市場における円為替の売却など、さまざまなことが挙げられているが、本行総裁は「其根本の理由は寧ろ我が貿易状態が近き将来に於て逆勢を転回し得る見込が乏しく、隨て本邦財界の将来に付て不安の念を抱かしむる為めであらう」と述べている。したがって、為替相場の回復をはかるには、何よりもまず貿易収支の改善をはかるべきことはいうまでもないが、差し当たり財界を整理して堅実な状態に復帰させることが根本において必要であると考えられたのである。⁽¹²⁾⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾

震災手形の割引歩合引下げ

震災復興景気も一時的なものに終わり、景気は再び沈滞に傾いて金融は緩慢化したが、上述のようにいろいろと問題を含んでいたため、公定歩合の引下げ・金融緩和政策への転換は望みがたかった。

大正13年4月下旬に開かれた全国商業会議所連合会の決議のように、金利の引下げを求める声がなかったわけではない。本行総裁も「日本の金利の高いのは事実」であり、「之を低くすることは希望」していた。しかし、「人為的に本行の金

利引下げを行ひましたればとて、容易に市場金利を低落せしむることは困難であろう」と考えていた。なぜならば、「金利の高い其根本原因は極めて複雑でありまして、事業界の整理が未だ完了せないこと、政府の財政の緊縮が思ふ様に実行せられ難きこと、勤儉力行に基く国民貯蓄の尚ほ充分ならざること、富の増加が容易に実現せられざること、物価労銀の高きこと、一般国民の気風が未だ充分に改善せられないこと等、幾多の事情に基くもの」であると判断されたからであつた。⁽¹⁵⁾ 13年9月下旬ごろには、「日銀の利下は今や唯だ其決行の時期如何の問題に一致し、何人も其の遠からざる内に決行せらるべきを信ぜざるものなきようになつた」といわれたが、⁽¹⁶⁾ 本行は公定歩合を直ちに引き下げるつもりはなかったといつてよい。

もっとも、震災手形割引歩合の日歩2銭4厘は高率に過ぎるとの非難は早くからみられ、大正12年12月の臨時議会において震災手形割引損失補償令が事後承諾された際にもその引下げ方が付帯決議されていた。こうしたこともあってか政府は、13年12月22日、震災手形の割引に関する前記の藏相命令書第13条（必要と認める時は本行と協議のうえ命令書の条項を変更することができる）に基づき、本行に震災手形割引歩合を日歩2厘引き下げるさせた。この結果、同手形の割引歩合は国債担保の本行貸出金利と同率の日歩2銭2厘となったが、12月20日付で発表された大蔵省の引下げ理由書は次のように述べている。⁽¹⁷⁾

其後震災手形は相当決済せられしが、現に残存せる震災手形の所在は概して之に依る特別融通の必要に迫られたるものに限らるる事情を考慮して、其利子歩合を低下することは震災に因りて生じたる損害の回復を安易ならしめ、延いては財界の復興を進捗せしむる所以たるのみならず、勅令の趣旨を達成する処置なりと認め、茲に今回の利下を行ひたるものなり、從て今回の利下は日本銀行の一般公定歩合とは何等の関係なきことは言を俟たざる所なり。

震災手形の割引歩合を引き下げるねらいが財界整理・復興の促進にあったことは明らかであった。しかし、世上では、その時期から見て引下げの理由の一つは「年末金融の円滑を助くるにあるらしい」と憶測する向きもあった。⁽¹⁸⁾ 13年12月末の震災手形割引残高は1億4484万円に達し、年末の10日間で2.3倍に急増したこ

とから見ると単なる憶測ともいい難い面があった。

一方、震災手形割引歩合の引下げは一般公定歩合とは無関係であるとする大蔵省の説明にもかかわらず、市場では、震災手形よりはるかに信用度の高い東京市債や満鉄社債のような一流の担保を付した手形の割引歩合が2銭4厘であるのは不合理であるので、公定歩合を引き下げるべきであると論じられた。⁽¹⁹⁾これに対し本行は以下のような意向であったと伝えられている。⁽²⁰⁾

現に震災手形を持つてゐる銀行では、元金はおろか、利子すらも入らぬものもある。かつ二銭四厘の利子を取ることは、今迄が少し酷の様であつた。併し又、中には一割五分も配当をしてゐる会社もあるから、非常に低利にするのも考物で、兎も角、今度二銭二厘に引下げたのである。尚、来春日本銀行は一般的に金利を引下げるか何うかは、今から云ふことは出来ない。日本銀行は過去五年間、金利を据置いたが、それは実は引上げねばならぬ所を上げなかつたので、下げる機会がなかつたのである。若し引上げるべき時上げて居れば、或は去る七月頃には二銭位迄下げることが出来たかも知れぬ。併し、金融界も予想以上に順調に此年末を経過すべき形勢だから、来春の金融界も、そう悲観したものではなからうと思ふ。

本行は大正8年11月に公定歩合を引き上げて以来長期間にわたって変更を行わなかった。後述のように大正14年4月に至り公定歩合を引き下げるが、これは実に5年5か月ぶりのことであり、公定歩合を弾力的に変更してきたこれまでの歴史に比べると全く異例の事態であった。すなわち、創業以来大正14年春までの43年半にわたる歴史のなかで、1年以上の間隔をおいて公定歩合を変更した事例は10回しかなく、しかもそのいずれの場合も間隔は2年以下にとどまっていた。

もとより公定歩合変更の必要の有無はその時々の経済・金融の動向に即して判断されるべきものであり、単に変更の頻度によって政策運営の適否を評価すべきものではないが、それにしても上記のような長期にわたり、しかもその間経済・金融両面で大きな動揺が相次いだこの期間中、公定歩合が据え置かれたことについては、疑問の生ずる余地のあることは否定できない。

この点につき当時本行がどのように考えていたかを具体的に示す資料は残されていないが、既述のように大正10年に中間景気が生じたことについては、本行は

事前に金融の過度の緩慢化を阻止するためにもっと方策を講すべきであり、公定歩合の引上げもその一環に含まれるような厳しい政策運営が行われるべきではなかったかという点が、上記の疑問の一つとして例示されよう。

しかし他面において、当時の経済・金融情勢がそれより以前の時期に比べて異常な状況にあったことも見逃してはなるまい。大正9年の反動時以降最重要の課題であったいわゆる財界の整理が円滑には進捗せず、産業界・金融界には当面を糊塗する弥縫的措置に依存しようとする空気もかなり濃く、このため経済・金融のなかのいわば病巣的部分がかえって拡大・深化する傾向もうかがわれ、震災による打撃も加わって、わが国経済の体質はぜい弱化していた。そして金融面では相次ぐ特別融通による金融の緩慢化と、市中貸出の固定化・信用不安に伴う金融の引き締まりとが併存するという特殊な状況にあった。

わが国経済の体質の改善、物価の国際的割高是正、対外競争力の回復が経済・金融政策の基本的課題であることは明らかであったが、その時々の金融政策運営の具体的あり方という点になると、ぜい弱化した財界の現状を目前にして、公定歩合の引上げを含む厳しい政策運営に踏み切ることにはとかくちゅうちょしがちになり、他方公定歩合の引下げを含む緩和的政策を実施するについても、それが財界に安易な気風を助長し、財界整理をいっそう遅延させることになりかねないとの懸念を抱いたのではないかと想像され、このような事情が公定歩合の長期据置きをもたらしたものと考えられる。

14年4月の公定歩合引下げ

大正14年4月14日、本行は公定歩合を日歩2厘引き下げる決定し、翌15日から実施する旨発表した（商業手形割引歩合日歩2銭2厘→2銭）。同時に震災手形割引歩合も日歩2厘の引下げを実施した。以下はその際の本行発表文である。⁽²¹⁾

本邦の市中金利は大正九年の財界反動に當て甚だしく上騰し、其後時として低落の歩調を示したこともあるが、一旦過度に膨脹せる財界の潮流は容易に転回せず、金融は概して強調を持続し、且つ大震火災の影響により一時梗塞を来さんとする程の実情で

あつた。随て市中金利は久しき間日本銀行最低歩合に対し上鞘を保つて居つたのである。然るに近来人心の緊縮と商工業の不振により商業資金の需要減退し、金融の緩和を見るに至りたるを以て、今回二厘方日本銀行歩合の引下を行つた次第である。

14年4月初めの市中における商業手形割引金利は東京でも日歩2錢2厘～2錢5厘と、前年同期に比べて2～3厘方低下していた。また、同年3月中の兌換銀行券発行高は平均11億6351万円、本行の対民間貸出残高は平均2億9533万円と関東大震災以来の最低に下がり、震災前の状態に復帰していた。これらは金融の緩慢化を示す指標にほかならないが、このような金融の緩慢化が財界整理の進展→事業の縮小→資金需要減退の結果であったとすれば、財界も震災に伴う異常事態から多かれ少なかれ脱して漸次常態に復しつつあったといえよう。14年4月の公定歩合引下げはそれに対応した措置であり、この引下げと同時に、前年4月以来進めてきた本行貸出の常道復帰措置をさらに一步進めて、前述のように「本行の貸出方針も自今原則として成規の高低利率適用を復活する」ことに踏み切ったことを見逃してはならない。

もっとも本行は、財界の整理が全く完了したとはいえない状態にあることをよく承知していた。銀行貸出の固定化はなお改善をみるに至っておらず、時おり銀行の取付けや企業の破綻暴露を生じていた。また、為替相場はひところの38ドル台から3ドルほど引き戻したが、年初来4月までの貿易収支赤字額は5億112万円に達していた。世界的な保護貿易主義への傾斜と為替相場の回復から見て輸出のいっそうの振興は困難が予想され、貿易収支の改善・均衡化のためには「更に財界の整理を進め、消費の節約並に生産の増進に努力するより外に方法は無からう」と考えられたからである。⁽²²⁾ したがって、本行は公定歩合の引下げが財界の整理・企業の合理化を助長し、金融の円滑・産業の増進に資するところが少くないであろうと期待していたとしても、中間景気を誘発して逆に財界整理に悪影響を及ぼすような危険を冒してまでも、積極的に金利を引き下げようとする意図はもっていなかった。

しかし、この公定歩合の引下げに対する世評を聞くと、時期尚早論が少なくなく、ことにそれが一流銀行家中に多いらしい、と当時伝えられている。なぜなら

ば「事業界も、また從て銀行界も、まだまだ整理が、すつかり済んでゐない、此際日銀の金利を引下ぐることは、折角緊張した人心を緩ましめ、財界を不健全に導く危険がある」というのである。⁽²⁴⁾ そのような危険は全く考えられないわけでもなかったが、公定歩合引下げ後ほぼ1か月を経過した5月12日の本行本支店事務協議会における各地の報告を見ると、「人によりては利下の副産物として投機を助長することなきやと彼此批評する者ありと雖も、新規に投機思惑をやる材料なく自然的に抑えられ居るを以て、何等の反響なく今日に迨ベり」(名古屋)と報告されている。⁽²⁵⁾

浜口雄幸蔵相は、公定歩合の引下げを時期尚早とする意見に対して、政府はこれによって整理緊縮方針を捨てたのではないと述べたと伝えられているが、公定歩合の引下げは政府の整理緊縮方針の修正を示すものであると受け取るものがあった。すなわち、政府は今次の引下げにより、従来の消極策——わが国の産業を行き詰まる所まで行き詰まらせて、整理を敢行しようとする政策——を捨て、財界安定策を取るに至ったというのである。⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾

この観測は全く根拠のないものではなかった。久方ぶりの公定歩合引下げ決定の4日前、4月10日の午後、第二銀行横須賀支店に取付けの兆しが見られ、12日の午後には預金者が殺到して混雑を極めた。この騒ぎは翌13日には全く平静に帰したが、第二銀行が取付けに遭った原因は、関東銀行と共信銀行の休業以来、同地の人心が銀行に対する不安の念に駆られていた折から、2月20日に破綻を暴露していた高田商会に関連して同行に対し流説が伝わったため、同行は高田商会の主要債権銀行でなかったにもかかわらず、急に預金者の動搖を見るに至ったことにあった。⁽²⁸⁾ この問題につき大蔵次官は、第二銀行は横浜市だけではなく日本における有力な銀行であり、もし同行が休業でもするようなことにでもなれば、財界に及ぼす影響は相当甚大であるので、大蔵省は日本銀行をして徹底的に援助させることに決した、との談話を発表したと伝えられている。上記の観測は、このような事実は財界の人心がいかに大きな不安に襲われているかを当局者が認めたことを示すものであり、「いまに至つて、日銀が遂に金利を二厘引下ぐるに至つたわけも斯様に解すれば、流石の盲目的緊縮大臣も、遂に人心安定策として之を必

要と認むるに至つたものとして肯かれる」というのであった。⁽²⁹⁾

高田商会の破綻—第二銀行の取付け—公定歩合の引下げという脈絡のなかで考えれば、政府は前年来の整理緊縮一本槍の政策を修正し、そのような背景のなかで本行の公定歩合引下げが行われたという推論が成り立つ余地もないではないが、その当否を判断できるだけの本行資料はない。

高率適用制度の再検討

14年11月9日の本行本支店事務協議会で市来総裁は、4月の公定歩合引下げは金融市場に好影響を与え、「我財界は漸次好況に向ひつつ」あるが、「大正九年に於ける財界反動の瘡痍並に震災に因つて蒙りたる損害を恢復するには、前途尚頗る努力を要するものがある」と述べている。14年1月～10月中の貿易収支の赤字幅は前年同期の約半分に収縮したとはいえたが、3億8860万円の多額を示し、為替相場も回復したものの（11月4日、41ドル $\frac{1}{2}$ ）平価を16.7%下回っていた。市中銀行の資金固定化の傾向は依然著しく、14年9月末の全国手形交換所組合銀行および代理交換銀行の貸出残高は12年8月末に比べて8億7000万円余り増加していたのに対し、預金の増加額は6億4000万円にとどまっており（限界預貸率136%）、「今日も尚各事業会社の整理を要するものあると同時に、銀行自体にも整理を要するものが歛くないと思はれ」たからであった。⁽³⁰⁾

事実、震災手形をかなり所持していた朝鮮銀行は14年8月27日の株主総会において、また最大の同手形所持銀行であった台湾銀行も9月1日の株主総会において、それぞれ整理計画の承認を得、減資、積立金取崩し、政府と本行の貸付金利引下げ等によって整理を断行することになった。他方、14年半ばごろ、本店を大連に置く中国東北地方の有力銀行であった竜口銀行（払込資本金609万5000円）も安田保善社の手により整理されることになったほか、7月には熊本県下の熊本・飽田・植木の3銀行が不良債権を整理して合併し肥後協同銀行を設立することになり、9月には沖縄県下の沖縄・沖縄産業・那覇商業の3銀行も合同整理して沖縄興業銀行を設立した。

このような銀行の整理は望ましいことであったが、それに伴い本行は朝鮮銀行

に対し500万円（金利年2%）、安田保善社に対し500万円の特別融通を行い、肥後協同銀行の設立に際しては整理資金の一部として150万円を融通し、それだけ本行貸出の固定化を強めたことは、常道復帰の観点からすれば好ましい事がらではなかった。

以上のような情勢を背景として14年11月の本支店事務協議会では、常道復帰の歩みをさらに進めるため、運用上の手心は厳に失しないようにとの制限付きながらすでに同年4月から復活させていた高率適用制度について、その実情の把握と同制度の存廃を含めて今後の改善方策の検討が行われた。⁽³¹⁾

まず高率適用制度の効果について、一方では、その適用を受けたということが当該市中銀行に強い心理的影響を与え、貸出を抑制するように働くとの主張や、高率をしばしば適用するとそれに慣れて恥としないようになるので、通常の場合には高率適用は生じないようにすべきであるという意見が出されたが、他方では、借り入れ銀行は体面よりそろばんをはじいて来るものが多く、高率適用制度の貸出抑制効果はどの程度の高率をかけるかによると考えられ、本行に「借りに来るのは多く交換に負けた結果来るので、貸出をせざれば手形が不渡となるを以て貸出をせぬと云ふ事は出来ぬと思ふ、多くの場合貸してやるより外に途なきものとすれば、要求に対しては之れに応ずることと定め置き、同時に一定の標準を定め、之に依りて利率の寛厳宜しきを得ること必要なりと思ふ」という意見が出された。心理的効果を重視する前者の主張に立てば、高率適用制度運用の基礎となる貸出標準額の設定方法がより重要となるが、後者のような考え方にしては適用される高率の程度がより重視されることになる。

これらの意見に対し深井英五理事は、「本行が貸出をなすに当たり其の担保に依りて利率を変へ、又融通金額に応じて高低利率を適用する事は、本行の働きに伸縮性ある所以なり」と述べたあと、次のように高率適用制度制定の由来を語り、⁽³²⁾その運用について希望を表明した。

本規定の制定前には場合により貸出を断ると云ふ様にして銀行に警告を与へ、以て本行資金の濫用を防ぐこととせり。而して、当時本行の地位が経済界に於て優越せるため其の間の関係が円滑に行はれたるも、時勢の変遷と共に取引先の力も増大したる為

め、如斯き事も行はれ難くなり、茲に高率適用の制度を定め、從来本行の経済界に対して有したる威力を保持する為め此制度を定めたるもの如く、則ち從来の本行の地位政策を機械化せるなり。現在の取扱方によれば一厘高は確定せる訳なるも、二厘高又は三厘高は各自の生きた手心によるわけ也。

貸出標準は広く取引先に対して適度に貸出をなす事が出来る様制定せられしものなり。標準そのものは多少取引先の実質に相応せざる場合もあらんが、先ず其の銀行に対する大体の目安を定めて置く為めに設けたるなり。故に一厘高だけを規定通りにして、夫以上は各自の手心により意義ある貸出を実行し得る事を希望する次第なり。則、

一、貸出は日銀の自発的の見地より伸縮するものなること（手心）。

二、各銀行には何程位迄は楽に金を使はせるかを定む（標準額）。

大体以上の標準により高率適用をなし行く事を希望す。

この深井理事の発言で明確な結論が得られたとは必ずしも言い難いが、本支店事務協議会の終了後2週間たった11月25日、「是迄二厘方以上ノ高率適用ヲ為シタル例無之候処、爾後ノ財界ノ推移ニ鑑ミ漸次高率適用ノ手心ヲ進ムル様致度候ニ付、今後ハ取引ノ性質又ハ回収促進上ノ必要ノ外、一取引先ニ対スル貸出高ヲモ考慮シ、二厘方以上ノ高率適用ヲ為スヲ可トスル場合モ可有之、右御含ノ上事宜ニ適応シテ高低利率適用ヲ活用スル様御裁量相成度」⁽³³⁾との通達が出された。これにより高率適用制度の存続は決定的となり、ほぼ成規どおりに運用されることになった。

しかし、高率適用制度運用の基礎となる貸出標準額についてはなお議論の余地が残された。翌15年5月15日から開かれた本支店事務協議会では、貸出標準額の設定方法をめぐって論議が紛糾した。

まず、現行方式のように、各取引先に対する貸出標準額を合計した標準額の総枠が、本行の貸し出すことのできる「資力」によって制約されることに疑問が提起され、取引先の活動力つまり経済界全体の力を基準として定めるべきであり、具体的には個々の取引先の預金の規模を主たる基準にすべきであるとの意見が出された。これに対し、現在の兌換銀行券保証発行限度が適正であるかどうかの問題は別にして、本行の貸出標準の定め方としては本行の運用可能な資力を基準にするのが至当であるとの主張が出され、個々の貸出標準額の具体的な算出方法と

しては、現在のように、対象取引先の資産のうち「換価容易なる資産額」を基準とするのが妥当であり、もし当該取引先が資金の健全なる運用に心掛けていれば、この方式によって算出される貸出標準額はおおむね預金の規模に比例するはずであり、この方式で不便を感じるのは健全なる資産運用を行っていない金融機関のみであるとの反論がなされた。

これらの諸点をめぐって論議を重ねている間に、議論の対象はしだいに本行貸出の趣旨という点に移り、本行が信用供与に際し、貸出の円滑な回収、利息の安全な徴収に重点をおくか、金融の疎通を図り、産業資金を供給することに重点をおくかによって、貸出標準額の具体的な算出方法の当否が決せられるというふうに議論が展開したが、深井理事は「日本銀行の貸出は通貨の価値を調節するに在り、只産業奨励とか利息をとるとか云ふ様なことを本行貸出の趣旨とするは、私一個としては全然賛成出来ざる所なり」と述べ⁽³⁴⁾、これらの議論を総括した。貸出標準額に関する議論は今回の本支店事務協議会に持ち越されたが、金融経済情勢は大きく転回しようとしていた。

15年10月の公定歩合引下げ

大正14年中は、「事業界は尚概して不況にして物価は漸落し、内地商況亦頗る不振を呈し、一般に不景気を嘒」⁽³⁵⁾ったが、同年4月28日、イギリスのチャーチル蔵相が同国下院における予算演説で、翌年初から法制上金本位制度へ復帰する旨を声明すると同時に、事実上は同日以降金輸出解禁措置を取ったことを契機として、わが国でも金解禁をめぐる動きが活発になってきたことは見逃せない。当時金解禁に至るまでの経路をめぐって、財政緊縮・財界整理・物価の引下げ→国際収支均衡・為替相場回復という道をたどるか、産業の発達促進→国際収支均衡・為替相場回復という道をたどるか、二つの考え方があった。そのいずれの考え方をとるかによって、本行の政策の進め方に対する期待に大きな違いが出てくることはいうまでもない。前者の考え方立てば、財界整理がなお不十分であるのに、ここで安易に金利の引下げを図るような措置をとれば、投機思惑を誘致して中間景気を招来し、財界の十分な整理ひいては国際収支の均衡化を遅延させるお

それがあるので、どうしてもそのような措置は避けなければならなかった。後者の考え方にしては、産業振興のために積極的な金利の引下げが必要ということに⁽³⁷⁾なる。⁽³⁸⁾

14年9月20日、政府（加藤高明内閣）はその国内保有正貨の現送を再開した。その目的は在外正貨を補完し、政府の外債元利払いその他の対外支払いに当たって生ずる為替差損を少なくすることにより、財政上の負担を軽減することにあると政府は説明したが、世間ではこの正貨現送を金解禁の前提または準備と受け取る者があり、為替相場の変動を招来し投機を助長するおそれがあった。このため、加藤内閣の後を継いで15年1月30日に成立した若槻礼次郎内閣（蔵相は引き続き浜口雄幸）は、2月20日に国内正貨の現送を中止することにした。

しかし、15年9月14日に蔵相に就任した片岡直温は同月30日の省議をもって正貨現送の再開を決定し、10月16日にその旨を声明した。この措置は前年9月の現送再開時と同じように財政上の負担軽減をねらいとした措置であると説明されたが、11月13日の大藏省作成文書「金解禁実行ニ対スル準備的施設ニ付テ」から⁽³⁹⁾判断して、この正貨現送再開は明らかに金解禁を指向したものと見られている。またこの文書は、間もなく問題となる震災手形の整理も金解禁準備施策の一つとして掲げていたが、それと並んで、「内地金利ヲ一層低下セシメ金融ノ緩慢ナル状態ヲ現出シ置キ解禁ニ依ル金融上ノ打撃ニ備ヘシムル」と記していたことは見落とせない。なぜならば、本行は10月2日に公定歩合の第2次引下げ（日歩2厘）を決定し、同月4日から実施しているからである（商業手形割引歩合日歩2銭→1銭8厘）。

第2次引下げの際の本行発表文は、「近來一般商工業不振にして資金の需要減退し、商業手形の市場割引歩合は本行の最低公定歩合を下廻はるものあり、本行の貸出高及び兌換券発行高も亦大体減少の趨勢を持続しつつあるを以て、今回本行公定歩合2厘方の引下を為すこととせり」と述べるにとどまった。しかし、大蔵次官が公定歩合の引下げを「許可」した理由についてやや詳しく語っているので、以下に掲げておこう。⁽⁴⁰⁾⁽⁴¹⁾

今回政府が日本銀行割引歩合引下を許可したるは、加藤内閣成立以来政府は鋭意財政

の整理緊縮を断行し、財界の整理回復を促進したるが、其効果漸を追ひて現れ、昨年四月には五年半不動なりし日本銀行割引歩合の引下を行ひ得るに至りしが、その後一年有余を経過し、政府の財政経済に関する政策は更に一段の好成績を示し、今や金融界の大勢再び日本銀行割引歩合引下を行ふを適當とする時機到来せり、よつてこの大勢に順応したるものなり、即ち本年九月三十日の日銀兌換券発行高を前年同日に比較するに七千六百余万円を減じ、日本銀行民間貸出高は同じく四千五百万余円を減じ、通貨の需用減少を示せり、又東京大阪市中金利は同様一年間に各日歩一厘方低落し、五分利公債利廻は年一厘五毛を低落し金利の低下を示せり、又物価指数は本年八月に一八六・一にして前年同月に比し二四・五の低落にて、重要商品たる米、生糸、棉花等何れも著しく市価低落を告げ物価の下落を示せり、加之本年九月末対米為替市場は前年同季に比して九弗を回復せり、是等の形勢に鑑み政府は単に此際日本銀行の割引歩合を引下ぐるの妥当にして、且つ物価低落の趨勢その他財界の状勢、今日日銀の割引歩合のこの程度引下げを行ふも投機の奨励、通貨膨脹等の余弊を惹起する虞れなしと認めたるのみならず、此際の金利引下は我財界の整理回復を促進するに多大の効果あるを確信し居れり、殊に震災手形の割引歩合引下げに於て然りとす、これ政府が今日利下げを許可したる所以なり、

15年10月の公定歩合引下げは「著しく不評判」であったといわれている。⁽⁴²⁾ 財界の投機をあおるおそれがあるという時期尚早論や、政府が金利の低下を希望するのであればもっと財政を緊縮し浪費をやめるべきであるとの反対論のほか、人気取りとか議会解散準備とかいう政府の党利党略に引きずられた引下げであるとの批判や、藏相を通じて引下げが事前に漏れたのではないかという非難もあったが、引下げの意図に関して次のような見方があったことは注目されよう。

すなわち、今回の公定歩合引下げの「根本趣旨は、財界不振の益々深刻化し行く形勢を見越して、之が緩和を企図せる点に、重きがおかれてゐる様に思はれる」というのである。その根拠として、「市来日銀総裁は今回の利下理由を、『市場追随ではなくして市場をリードするにある』と述べ、片岡藏相は、『……投機の奨励通貨の増大等の余弊を引起す恐れなしと認めたるのみならず、この際の引下は我が財界の整理回復を促進するに多大の効果あることを確信してゐる』、と語り、又……『財界整理の為には三度、金利を引下げる必要もあらう、政府が緊

縮方針を取つてゐるのは、徹底的整理を行ひ、財界の立直しをなさんが為である』云々⁽⁴³⁾と述べていることを挙げていた。

この意見は、政府の財政緊縮政策と金利引下げ政策との同時推進を是とするもので、整理すべきものは整理し、緊縮すべきものは緊縮させる一方、「健全なる状態にある産業の金利の負担を軽減し、其新たなる採算に依り、活動の再開を可能ならしむる」ため金利引下げをはかるべきであるとする考え方⁽⁴⁴⁾に立っていた。したがって、今次の公定歩合引下げの意図は緊縮整理による物価引下げから物価安定に政策の重心を移すことにより、「金解禁よりも財界の整理回復を以て重し」とするに至ったものと解釈し、このような政策態度を妥当としていた。そこでは財界整理と金解禁とは切り離されて考えられており、利下げは金解禁に反対の政策⁽⁴⁵⁾であるとしていた。

これに対し、今回の公定歩合引下げをもって金解禁の準備措置を見るものがあった。先に述べた大蔵省の文書「金解禁実行ニ対スル準備的施設ニ付テ」のなかで準備施策の一つとして金融緩和措置があげられていた点からいえば的を射た意見とも考えられるし、また片岡蔵相の後年の回想によれば、海外からの投機資金の流入を極力抑制するため、内地の金利を海外金利より低位ならしめようとする低金利政策がとられ、公定歩合の引下げが行われたとされている。⁽⁴⁶⁾もっとも、投機資金の流入防止をねらいとしていたという点については、當時このような議論はほとんどみられなかったので、この片岡蔵相の説明にはかなり疑問が感じられる。またこの公定歩合引下げが上記大蔵省文書に記されているように、金利引下げによって金融緩慢の状態を釀成し、金解禁に伴う急激な通貨の収縮、金融の引締まり、金利の高騰に備えるという意味での実効ある解禁準備措置となりえたかどうかは問題であろう。前本行総裁の井上準之助が当時批判していたように、「市場金利の高いのは、資金の固定氷結してゐる結果であるから、それが、ほどけぬ限りは、日銀が金利を下げただけでは、結局駄目である」とすれば、金融緩慢状態の釀成も容易には望みがたかったからである。公定歩合引下げに関する本行の考え方は次項に述べるとおりであるが、今次の措置が金解禁準備の一環であったとしても、「その意義は財界整理すなわち銀行や企業の財務改善にあった」⁽⁴⁸⁾

とみるべきであろう。

本行の意図

大正15年10月の公定歩合引下げは市場追隨または金融経済情勢に順応したものである、という当局の説明にもかかわらず、金解禁への模索過程のさなかに実施されたため、その意図または意義についていろいろな解釈を生んだが、本行の真意はどこにあったのであろうか。

公定歩合引下げ後間もない15年11月13日の本行本支店事務協議会において、市来総裁は引下げに関して説明したが、その内容は本行発表文以上に出ていなかった。しかし、その説明のなかで経済の現状につき、物価はこの1年間に相当低落し（10月の卸売物価は前年同月比マイナス13%）、とくに貿易関係商品は円の為替相場回復の度合い（19%の円高）をかなり上回る大幅な低下を示して、「我財界は目下頗る苦境にある」としながらも、同時に、「物価の低落も苦痛には相違ありませんけれども、我財界の立直しのためには是非とも忍ばねばならぬ径路であります、唯我財界は此大勢に応じて根本的の計画を立て、産業並に貿易の経営を改善することが肝要であります」と述べていたことは見逃せない。無論これだけでは断定的なことは言えないにしても、財界不振の深刻化を緩和し、物価の引下げより安定をはかるという意図（国内均衡重視）はうかがえないのであろう。財界の整理回復を願っていたことは間違いないが、国際物価水準に対応できる財界の立直しを期待していたと見ることができよう。

また、市来総裁は本行の業務に一言して、「資金の固定は出来得る限り之を避くると共に、一面流動資金を市場に供給して金融の疏通に資し、通貨の調節を図ることが最も肝要であります」と述べ、⁽⁴⁹⁾本支店事務協議会出席者の注意を促していたことも注目されよう。中央銀行としての一般論を述べたにすぎないと考えられないこともないが、当時の情勢からすれば来るべき金解禁を念頭に置いた発言であったと思われる。同じ本支店事務協議会における論議のなかで、金解禁後金の流出に伴い通貨が縮小すると見込まれるので、あらかじめこれに備えて兌換銀行券保証発行限度を拡大しておくべきであるとの意見が出たのに対し、堀越調査

局長はこれに反対し、「金解禁のためには実質的及び直接的準備を要す、現在迄及現在に於ては実質的準備をなしつつあるものと思ふが、その準備の中に通貨政策も入るべきものにして、金解禁の準備としては兌換券の発行高は少なくすべきものと思ふ、然らざれば本当の準備をなし居らざるものなり」と述べていた。⁽⁵¹⁾それは、金解禁に備えて金融緩慢の状態を釀成しておこうという大蔵省の考え方と相違しており、市来総裁のいう通貨調節力の確保は、金解禁準備のための通貨吸收政策の円滑な遂行を想定したものと考えられる。

以上のことからすれば、本行としては、15年10月の公定歩合引下げも財界整理の進展・金融緩和に対応した措置であり、その結果、それがいっそうの財界整理すなわち財界の体質強化を促進することになったとしても、金解禁の準備施策として積極的に金融緩和を図るため公定歩合を引き下げたという意識はなかったといえる。金解禁の準備施策としてはむしろ通貨量の圧縮が課題とされ、それを達成するために通貨調節力の確保が最大の関心事となっていたといえよう。大正9年の財界反動以来引き続く特別融通により、本行の貸出も固定化の弊をまぬかれなかつたことを考えれば当然のことであった。問題はどのようにして通貨調節力を確保しようとしていたかである。

この点につき市来総裁は、「流動資金を供給するには商業手形の割引は最も適切なる方法であります、本行に於ては夙に商業手形を優遇するの制度となつて居るのでありまするが、唯商業手形の出廻りが少く實際上其割引を求むる者が尠いのであります、……元來金融政策上より申せば、商業手形の割引は国債担保貸出との間に尚一層の差異があつても宜しいのであると思ふのでありますて、将来努めて優良なる商業手形の出廻りを奨励して金融の疏通に資したいと考ふる次第⁽⁵²⁾であります」と述べていた。

15年11月の本支店事務協議会では、このような市来総裁の唱えた商業手形第一主義につき論議が行われたが、明治39年（1906年）以降商業手形割引歩合と国債担保貸出利率が同一にされている点を改め、両者の間にはっきりとした格差をつけるべきであるとの意見が出された。これに対し本行の対市中銀銀行取引の実情からみると、商業手形を優遇しても實際の効果はそれほどなかろうという意見があ

り、またこれに関連して、取引先銀行の運用資産の内容に重点をおいた当時の貸出標準額の設定方法では「良き銀行には大なる標準が出るも借りる必要なく、悪き銀行は借りる必要は大なるも標準は小なり」、したがって極論すれば「本行は貸出をなす機会はなくなる」という当時の貸出標準制度の直面している問題点も指摘された。⁽⁵³⁾ 本行貸出がなければ、貸出政策のみに依存している限り本行は通貨調節を行う余地がほとんどないため、貸出標準額の全般的な増加や、標準額決定方式の変更により、従来借入れの希望があまり満たされなかつた向きに対する本行の信用供与をこれまでよりも円滑ならしめてはどうかとの意見も出された。これに関連して本行資力の拡大を図るための兌換銀行券保証発行限度の拡大論や、むしろこの際銀行券発行制度を改めて比例準備制度を採用すべきであるとの主張も述べられ、さまざまな議論が展開された。

これに対し深井理事は次のような個人的感想を述べた。「中央銀行としては兌換の擁護と云ふことと兌換券は兌換の義務あることを忘るべからざるは固より論なき所なるも、更に進んで中央銀行は必要なる通貨を供給すべきものなるが、然らば其必要とする程度を如何に見るかと云ふことは頗る困難のことなり、然し概念としては一国の経済状態より見て適當なる程度を定むべきものにして、或特定の希望者の必要に依り、又は或特殊の方面に於て必要とする程度を主眼とすべきものに非るべし、借手より相当の担保品さへあらば何程にても貸すべきものなりとは考ふべきものには非ず……通貨政策上よりすれば特殊なる方面の需要を充してやるのが良いとは云ひ難し」というのである。⁽⁵⁴⁾

さらに深井理事は、「凡そ通貨は動もすれば多く発行さるる傾向あるを以て、当局者はなるべく控へ目にせんとする態度でかかりて、予め妥当とする程度に落ち付くものには非ざるかと思ふ」ので、「初めより容易に発行出来得るものとする考を有することは不可なり。発行額の妥当不妥當は明瞭に捉ふることは不可能なるも、而も何處にか妥当とする程度は存するものと思ふ」と述べた後、以下のように意見を表明して貸出標準制度に関する論議を方向付けた。⁽⁵⁵⁾

貸出標準の狭過ぐることは取引先の実力の増加せること、及び世間の経済状態の大きくなれることより見て至当のことなり。本行の資源より見ては余り標準を大にする余

裕なきも、総ての取引先が一時に借りに来るものには非ざる故、多少増加するも本行が資力に窮することはなかるべし。若し其資源を超過する場合には公定歩合を引上げることに至るべきものと思ふ。本行資源には大体の制限が存するものにして、無限に拡ぐことには賛成し難し。又商業手形を優遇するものとすれば、貸出標準は担保貸に付でのみ適用さるるものなる故、貸出標準を拡ぐことは商業手形優遇の趣旨と逆行することの様にもな……る。

こうして、本支店事務協議会の議論は貸出標準額算定方式の改正問題に集中した。昭和2年3月7日の「貸出標準定メ方ニ関スル手続」の全面改正はその成果であった。

昭和2年3月の公定歩合引下げ

大正15年10月の引下げに統いて翌昭和2年3月8日、本行は第3次の公定歩合引下げを決定し、9日より実施した（商業手形割引歩合 日歩1銭8厘→1銭6厘）。昭和期に入ってからも金融の緩和が進んで、市中金利の低下傾向が続いており、同年2月には大部分の市中銀行が預金金利の引下げを行っていた。この公定歩合引下げは、いわばこうした市中金利の低下に順応して行われたもので、当時の金融情勢からある程度予想されていたものでもあった。また当時経済界には引き続き不況感、先行き不透明感がかなりあったときだけに、この引下げを歓迎する空気が強かった。⁽⁵⁶⁾ もっとも一部には、たまたま公定歩合引下げ発表の前日、つまり3月7日に北丹後（京都府）地方に大地震が発生したので、この心理的悪影響を未然に防止するための措置であるという見方もある。⁽⁵⁷⁾ さらにこの公定歩合引下げも、前回の公定歩合引下げの場合と同様、金解禁との関連について、いろいろな解釈を生んだ。すなわち、一方ではこの公定歩合引下げは物価騰貴の原因になるので、金解禁の実施の障害になるという観点から引下げに反対する議論があったが、他方では逆に、この金利引下げは金解禁を促進するものないしはその準備として行われたという見方もあり、金解禁を警戒する者はこの公定歩合引下げをむしろ先行き不安材料として受け止めた。⁽⁵⁸⁾

今次の公定歩合引下げについてもう一つ注目される点は、商業手形割引歩合、

国債以外のものを抵当とする貸付利子および国債以外のものを保証とする手形割引歩合についてはそれぞれ日歩2厘の引下げが行われたのに対し、国債を抵当とする貸付利子および国債を保証とする手形割引歩合（以下、「国債担保割引貸付利子」という）、当座貸越およびコルレスポンデンス貸越利子については、それぞれ日歩1厘の引下げにとどめられた点である。すでに述べたように本行の公定歩合は明治39年5月の引下げ以降、商業手形割引歩合（当所）⁽⁵⁹⁾と国債担保割引貸付利子（明治45年1月以降はその最低利子）とが同水準に定められていた。もっともこの間でも商業手形割引に対しては高率を適用しないという意味において、すでに優遇措置が採られていたが、昭和2年3月の公定歩合引下げに際して、両者の間に日歩1厘の差を設けたことは、商業手形割引を優遇するというかねてからの本行の方針をより一層明確に打ち出したものであった。これより早く、大正15年9月、金融制度調査準備委員会臨時委員は、手形割引市場の整備改善のための具体的方策の一つとして、本行が商業手形割引歩合と国債担保割引貸付利子との間に差を設けるのが適当であるという意見をまとめており、また本行市来総裁も同じような意見を述べていたことは、すでに述べたとおりであるが、そうした考え方方が、昭和2年3月の公定歩合引下げを機に実現したことになる。

- (1) 前掲『支店長會議書類』大正13年。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (2) 上掲書、大正14年。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (3) 上掲書、大正13年。
- (4) 「大正十三年日本銀行営業報告」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第11巻、昭和33年、所収）655ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (5) 同上、655ページ。
- (6) ここで示した大正13年上期中の貿易収支赤字額は当時の月次別貨物輸出入統計に基づくもので、輸入金額の中には運賃、保険料なども含まれているのに対し、これと比較した貿易経常収支の計数は第2次大戦後のIMF統計方式に基づく推計（これまでしばしば引用した山沢逸平・山本有造『貿易と国際収支』（「長期経済統計」14）東洋経済新報社、昭和54年、による）であるので、これら両者を対比させることはその点では問題があるが、後者の推計による大正13年中の貿易収支赤字幅は7億1000万円であること、前者の月次別統計による同年下期中の貿易収支はほぼ均衡化していたこと、の2点を考慮すると、このような対比も大勢判断を行ううえでは差し支えないものと考えられる。

- (7) 『銀行通信録』第77巻第460号（大正13年5月20日）87ページ。
- (8) 前掲『大正昭和財界変動史』上巻、485～486ページ。
- (9) 前掲「大正十三年日本銀行営業報告」656ページ。
- (10) 同上、657ページ。
- (11) 大正13年10月の本支店事務協議会における市来総裁の演説（前掲『支店長会議書類』大正13年、所収）。
- (12) 同上。
- (13) 同上。
- (14) 同上。
- (15) 大正13年5月13日の本支店事務協議会における市来総裁の演説および説明（上掲『支店長会議書類』大正13年、所収）。
- (16) 『東洋経済新報』第1117号（大正13年9月27日）11ページ。
- (17) 日本銀行保有資料。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (18) 『東洋経済新報』第1130号（大正14年1月10日）11ページ。
- (19) 同上、11ページ。
- (20) 同上、11～12ページ。
- (21) 日本銀行保有資料『本行利子』（明治15年～昭和4年）。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (22) 大正14年5月12日の本支店事務協議会における市来総裁の演説（前掲『支店長会議書類』大正14年、所収）。
- (23) 同上。
- (24) 『東洋経済新報』第1144号（大正14年4月18日）12ページ。
- (25) 前掲『支店長会議書類』大正14年。
- (26) 『東洋経済新報』第1145号（大正14年4月25日）12ページ。
- (27) 前掲『東洋経済新報』第1144号、11ページ。
- (28) 『銀行通信録』第79巻第472号（大正14年5月20日）71ページ。
- (29) 前掲『東洋経済新報』第1144号、26ページ。
- (30) 前掲『支店長会議書類』大正14年。
- (31) 同上。
- (32) 同上。
- (33) 日本銀行保有資料。
- (34) 前掲『支店長会議書類』大正15年。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (35) 「大正十四年日本銀行営業報告」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第11巻所収）705ページ。
- (36) 前掲『銀行通信録』第79巻第472号、76ページおよび94ページを参照。

2. 関東大震災と特別融通

- (37) たとえば、大正15年1月21日の衆議院における浜口藏相の演説（高橋亀吉編『財政経済二十五年誌』第2巻、実業之世界社、昭和7年、188ページ）。
- (38) たとえば、大正15年1月21日の衆議院における山本悌二郎議員の質問演説（同上、196～199ページ）、および同年1月22日の東京銀行俱楽部における高橋是清の演説（『銀行通信録』第81巻第481号、大正15年2月20日、24～26ページ）。
- (39) 日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第21巻、大蔵省印刷局、昭和43年、所収、338～339ページ。
- (40) 前掲『本行利子』。
- (41) 『銀行通信録』第82巻第489号（大正15年10月20日）81ページ。
- (42) 『東洋経済新報』第1219号（大正15年10月16日）11ページ。
- (43) 上掲誌、第1218号（大正15年10月9日）5ページ。
- (44) 上掲誌、前掲第1145号、17ページ。
- (45) 上掲誌、前掲第1218号、5ページ。
- (46) 前掲『大正昭和政治史の一断面』464～468ページ。もっとも田中生夫『戦前戦後日本銀行金融政策史』（有斐閣、昭和55年）は、当時投機的資金流入阻止のために低金利政策が必要という考え方はなかったとして、この回想録の記述に疑問を呈している（97ページ）。
- (47) 前掲『東洋経済新報』第1218号、6ページ。
- (48) 前掲『戦前戦後日本銀行金融政策史』99ページ。
- (49) 前掲『支店長會議書類』大正15年。
- (50) 同上。
- (51) 同上。
- (52) 同上。
- (53) 同上。
- (54) 同上。
- (55) 同上。
- (56) 昭和2年3月9日付『中外商業新報』。
- (57) 昭和2年3月9日付『東京日日新聞』。
- (58) 同上。
- (59) 本書第2巻、247ページを参照。
- (60) 「金融制度調査会準備委員会臨時委員ノ答申」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第18巻所収）566ページ。